



2023年10月24日

各位

会社名 株式会社 マクアケ
代表者名 代表取締役社長 中山 亮太郎
(コード番号：4479)

問い合わせ先 コーポレート本部
IR部 部長 金 廷 賢
TEL. 03-6328-4038

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年12月7日開催予定の第11期定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 当社が柔軟かつ機動的な事業活動を展開することができるようにするため、また、事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に目的事項の追加を行うものであります。
- (2) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、上場企業において定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

当社におきましても、将来的な株主総会の開催方式の選択肢を拡充することは、遠隔地の株主を含めより多くの株主が株主総会へ出席しやすくなり、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながるとともに、特に感染症の拡大や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減できることから、バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう定款第12条第2項を追加するものであります。

なお、当社は、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第66条第1項に規定する経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、2023年8月23日付で経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2023年12月7日(予定)
定款変更の効力発生日 : 2023年12月7日(予定)

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～17. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>18. 前各号に付帯又は関連する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～17. (現行どおり)</p> <p><u>18. 有料職業紹介事業</u></p> <p><u>19. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>20. 前払式証票 (ギフトカードおよび商品券等)の発行及びその販売</u></p> <p><u>21. 有価証券の運用、投資、売買保有</u></p> <p><u>22. 旅行業及び旅行業者代理業</u></p> <p>23. 前各号に付帯又は関連する一切の業務</p>
<p>(招集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p><u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>